

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった離島等供給特例承認申請書（令和7年8月の料金に係る計量期間等から令和7年10月の料金に係る計量期間等までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38.84	3.53
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
深夜電力 A		
1 契約につき	200.00	18.18

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	2.00	0.18

ロ 令和7年9月の料金に係る計量期間等

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	46.61	4.24
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	27.84	2.53
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
深夜電力 A		
1契約につき	240.00	21.82

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	2.40	0.22

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間および令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.00	0.09

ロ 令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.20	0.11

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

イ 定額制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
深夜電力 A		
1 契約につき	17.270	1.570

ロ 従量制供給の場合

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.173	0.016
高圧で供給を受ける場合	0.188	0.017